

(研)情報通信研究機構の 第4期中長期目標について

総務省
情報通信国際戦略局
技術政策課

目次

- | | |
|------------------------------|----|
| 1. 中長期目標・中長期計画の策定に向けた手続 | 2 |
| 2. 中長期目標の策定時に参考となる政府方針等 | 5 |
| 3. NICTの中長期目標(案)の骨子案 | 24 |
| 4. 国立研究開発法人審議会から御意見を頂きたい主な観点 | 27 |

1. 中長期目標・中長期計画の策定に向けた手続

○ 独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）

第三節 国立研究開発法人

（中長期目標）

第三十五条の四 主務大臣は、五年以上七年以下の期間において国立研究開発法人が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中長期目標」という。）を定め、これを当該国立研究開発法人に指示するとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

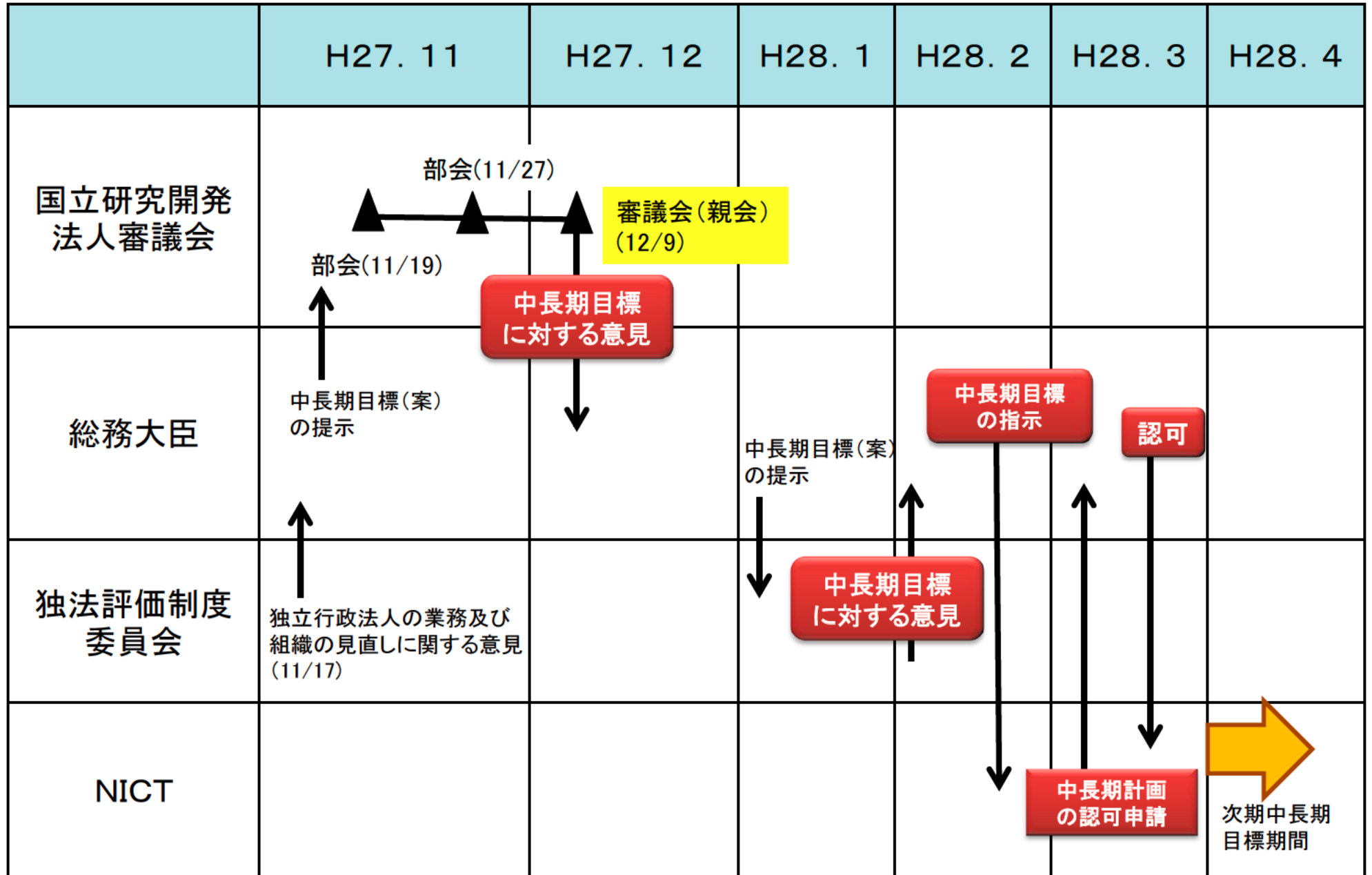
2 中長期目標においては、次に掲げる事項について具体的に定めるものとする。

- 一 中長期目標の期間（前項の期間の範囲内で主務大臣が定める期間をいう。以下同じ。）
- 二 研究開発の成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項
- 三 業務運営の効率化に関する事項
- 四 財務内容の改善に関する事項
- 五 その他業務運営に関する重要事項

3 主務大臣は、中長期目標を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、委員会の意見を聴かなければならない。

4 主務大臣は、前項の規定により中長期目標に係る意見を聴こうとするときは、研究開発の事務及び事業（軽微なものとして政令で定めるものを除く。第三十五条の六第六項及び第三十五条の七第二項において同じ。）に関する事項について、あらかじめ、審議会等（内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第三十七条 若しくは第五十四条 又は国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第八条 に規定する機関をいう。）で政令で定めるもの（以下「研究開発に関する審議会」という。）の意見を聴かなければならない。

5・6（略）



2. 中長期目標の策定時に参考となる政府方針等

中長期目標の策定において参考にすべき答申等

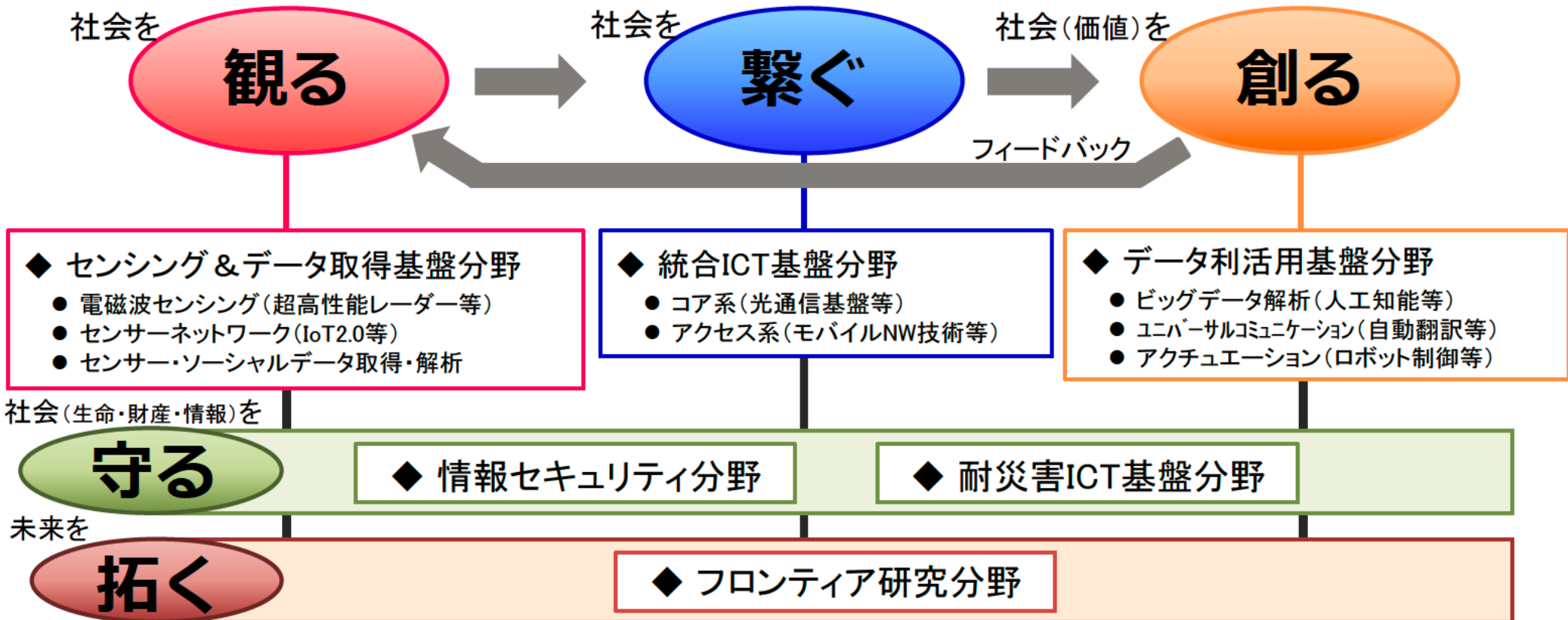
- ① 情報通信審議会「新たな情報通信技術戦略の在り方」中間答申(H27.7)
- ② 総合科学技術・イノベーション会議 基本計画専門調査会 <第5期科学技術基本計画の答申素案>
- ③ 総務大臣「業務及び組織の全般にわたる検討結果案並びに講ずる措置」(H27.9)
- ④ 独法評価制度委員会「平成27年度末に中(長)期目標期間が終了する法人の業務・組織の見直しについての意見」(H27.11)
- ⑤ 総務大臣決定「独立行政法人の目標に関する指針」(H26.9)

情報通信審議会「新たな情報通信技術戦略の在り方」中間答申(H27.7)

ソーシャルICT革命 (世界最先端の「社会全体のICT化」)による先進的な未来社会の実現 → 新たな価値の創造、社会システムの変革

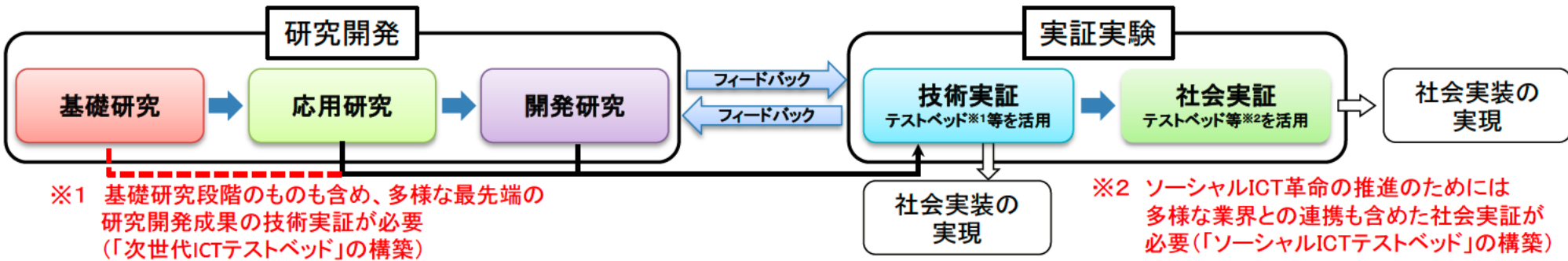
➡ ICTは国の持続的発展と安全・安心を確保するための基盤であり、次の5年間に於いて、国及びNICTは基礎的・基盤的な研究開発をしっかりと進めていくことが必要。
 新たなIoT時代に対応した世界最先端のテストベッドを整備し、最新の研究開発成果をテストベッドとして研究機関やユーザー等に開放することで先進的な研究開発と実証を一体的に推進。

未来社会を開拓する世界最先端のICT



研究開発と実証実験の一体的推進

- テストベッドを利用して、研究開発と実証実験（技術実証及び社会実証）を両輪として相互にフィードバックをかけながら推進することが重要。
- 実証実験の実施に当たっては、多様な業種のユーザ等も参加し、一般での実用化の前段階で社会的受容性等（※）を検証することが重要。



	概要	想定される事例
技術実証	基礎研究段階のものも含め、最先端の研究開発成果を実装したテストベッドを外部研究機関等にオープンに開放し、技術的な達成レベルや効果等を客観的に検証するもの。（「次世代ICTテストベッド」）	① 実証実験ネットワークにおいて、新規開発した通信装置を導入し、通信事業者、メカ等が実運用に近い環境において機能・性能の検証を行う。
社会実証	研究開発成果を実装したテストベッドを多様な業種のユーザ等にも使いやすい形でオープンに開放し（あるいは研究開発成果を実装した機器を社会環境に持ち込み）、一般での実用化の前段階で社会的受容性等を検証するもの。（「ソーシャルICTテストベッド」）	① 鉄道線路沿いの斜面に超省電力センサーを設置して、鉄道会社が土砂崩れ等の監視・被害予測の検証を行う。 ② 対話型ネットワークロボットを介護施設等に持ち込んで高齢者等の反応による検証を行う。

（※）ここでいう社会的受容性とは、技術適用性、ユーザ利便性、コスト受容性などを含め、地域社会や国民から受け入れられること

総合科学技術・イノベーション会議 基本計画専門調査会
〈第5期科学技術基本計画の答申素案〉

〈第5期科学技術基本計画の答申素案(平成27年10月29日)〉

	ページ		ページ
第1章 基本的考え方	1	第5章 イノベーション創出に向けた	
(1) 現状認識	1	人材、知、資金の好循環システムの構築	31
(2) 科学技術基本計画の20年間の実績と課題	2	(1) オープンイノベーションの推進	31
(3) 目指すべき国の姿	4	(2) 新規事業に挑戦するベンチャー企業の創出強化	33
(4) 基本方針	4	(3) 知的財産等の戦略的活用	35
		(4) イノベーション創出に向けた制度の見直しと整備	36
第2章 未来の産業創造と社会変革に向けた		(5) 「地方創生」に資するイノベーションシステムの構築	38
新たな価値創出の取組	7	(6) グローバルなイノベーション創出機会開拓と	
(1) 未来に果敢に挑戦する研究開発と人材の強化	7	新たな戦略的パートナーシップ形成	39
(2) 世界に先駆けた「超スマート社会」の実現	8		
(3) 「超スマート社会」に向けた基盤技術の戦略的強化	11	第6章 科学技術イノベーションと社会との関係深化	41
		(1) 共創的科学技術イノベーションの推進	41
第3章 経済・社会的課題への対応	13	(2) 研究の公正性の確保	42
(1) 持続的な成長と地域社会の自律的な発展	13		
(2) 国及び国民の安全・安心の確保と豊かで質の高い生活の実現	16	第7章 科学技術イノベーション政策の推進機能の強化	44
(3) 地球規模課題への対応と世界の発展への貢献	18	(1) <u>科学技術イノベーションの中核的役割を担う</u>	
(4) <u>海洋や宇宙政策と一体となった推進</u>	19	<u>大学及び国立研究開発法人の機能強化</u>	44
		(2) 科学技術イノベーション政策の戦略的推進	45
第4章 科学技術イノベーションの基盤的な力の強化	21	(3) 総合科学技術・イノベーション会議の司令塔機能の強化	46
(1) 人材力の強化	21	(4) 未来に向けた研究開発投資の確保	47
(2) 知の基盤の強化	26		
(3) 資金改革を通じた科学技術イノベーションの推進	29		

※ 下線部はNICTの中長期目標の策定に際して参考となる主要箇所であり事務局が付した。以下も同じ。

第2章 未来の産業創造と社会変革に向けた新たな価値創出の取組

(2) 世界に先駆けた「超スマート社会」の実現

ICTが発展し、ネットワーク化やIoTの活用が進む中で、世界では、ドイツの「インダストリー4.0」、米国の「先進製造パートナーシップ」、中国の「中国製造2025」など、ものづくり分野でICTを最大限に活用する取組が官民を挙げて打ち出され始めている。

今後、ICTは更に劇的に発展していくことが見込まれる。これにより、従来は個別に機能していた「もの」がサイバー空間を活用してシステム化され、さらには分野の異なる個別のシステムが連携協調することとなる。このことは、生産・流通・販売、交通、健康・医療、公共サービス等の幅広い産業構造の変革、人の働き方の変化、より質の高い豊かな生活の実現の原動力になるものと考えられる。

特に、少子高齢化の影響が顕在化しつつある我が国において、システム化やその連携協調を、ものづくり分野だけでなく様々な分野に広げ、経済成長や健康長寿社会の形成、個人が生き活きと暮らせる豊かな社会の実現につなげていくことは極めて重要である。

また、このような取組は、ICTをはじめとする科学技術の成果の普及がこれまで十分でなかった領域に対して、その浸透を促し、ビジネス力の強化やサービスの質の向上につながるものとして期待される。

こうしたことから、サイバー空間の活用を中心とした取組、すなわち、サイバー空間と実空間(フィジカル)を融合させた取組により豊かな暮らしがもたらされる「超スマート社会」を向かう未来社会の姿として共有し、世界に先駆けて実現していく。

① 超スマート社会の姿

超スマート社会とは、必要なもの・サービスを、必要な人に、必要な時に、必要なだけ提供し、社会の様々なニーズにきめ細やかに対応でき、あらゆる人が質の高いサービスを受けられ、年齢、性別、地域、言語といった様々な違いを乗り越え、生き活きと快適に暮らすことのできる社会である。

このような社会では、例えば、生活の質の向上をもたらす人とロボット・AIとの共生の実現、ユーザーの多様なニーズにきめ細やかに応えるカスタマイズドサービスの実現、潜在的ニーズを先取りして人の活動をサポートするサービスの提供、地域や年齢などによるサービス格差の解消、誰もがサービス提供者となれる環境の整備といった新しい価値が創出されることが期待できる。

また、超スマート社会に向けた取組の進展に伴い、エネルギー・交通・製造・サービスなど、既に構築されたシステムが組み合わせられるだけにとどまらず、人事・経理・法務のような組織のマネジメント機能や、労働力の提供やアイデアの創出など人が実施する作業の価値までもが、将来的にはシステムを組み合わせる上での機能となり、これらの組み合わせにより、様々な新しい価値の創出が期待できる。

一方、超スマート社会では、サイバー空間と実空間が高度に融合した社会となり、サイバー攻撃を通じて、実空間にもたらされる被害が深刻化し、国民生活や経済社会活動に重大な被害を生じさせる可能性がある。このため、より高いレベルのセキュリティ品質を実現していくことが求められ、こうした取組が企業価値や国際競争力の源泉となる。

総務大臣「業務及び組織の全般にわたる検討結果案並びに講ずる措置」(H27.9)

1 業務の見直し

(1) 次期中長期目標期間における重点研究開発分野・課題

情報通信審議会「新たな情報通信技術戦略の在り方」中間答申において、世界最先端の社会全体のICT化(ソーシャルICT革命)を推進するために、重点的に取り組む必要があるとされた次の分野の基礎的・基盤的技術の研究開発業務に重点的に取り組むことが適当。

- ① センシング & データ取得基盤分野(社会を「観る」能力)
- ② 統合ICT基盤分野(社会を「繋ぐ」能力)
- ③ データ利活用基盤分野(社会(価値)を「創る」能力)
- ④ 情報セキュリティ分野、耐災害ICT基盤分野(社会(生命・財産・情報)を「守る」能力)
- ⑤ フロンティア研究分野(未来を「拓く」能力)

特に、2020年の東京オリンピック・パラリンピック競技大会、また、訪日外国人観光客の急増を踏まえた地方創生に対応するため、多言語音声自動翻訳等について我が国の世界最先端のICTを世界にショーケースとして発信できるよう、研究開発、社会実装への取組を推進することが必要。

また、オリンピック・パラリンピック、さらに、本格的なIoT時代に向けて、急増するサイバー攻撃の対策が喫緊の課題であり、セキュリティ対策技術の研究開発強化に加え、セキュリティ演習や人材育成等にも貢献することが必要。

1 業務の見直し

(2) テストベッドの在り方の見直し

現行のテストベッド(実証実験環境)の在り方を見直すとともに、

- ・ 機構の多様な最先端の研究開発成果について、基礎研究段階のものも含めてその研究開発成果を実装し、オープンに開放する試験環境である「テストベッド」
- ・ 様々な実社会の課題に対して多様な業界・業種との連携・協調を行うための場として、研究開発成果を実装し、ユーザにも使いやすい形でオープンに開放するとともに、社会的受容性等の検証も可能とする試験環境である「テストベッド」

の構築を検討する。

社会実証におけるプライバシー等の社会的な課題、社会的受容性等の検証への対応方策等について検討する仕組みを研究支援体制の中に位置づける。

さらに、深刻化するICT分野の人材育成にも貢献するとともに、クロスアポイント制度等の活用により研究人材の流動化を促進する。また、基盤技術研究促進勘定に係る業務においては、受託者における事業化の進捗状況や売上状況等を的確に把握し、引き続き繰越欠損金の解消に向けた取組みを推進する。

2 組織の見直し

上記1により見直した業務について、適正、効果的かつ効率的な運営の一層の確保を図るため、機構の本部・各拠点における研究組織について、重点研究開発課題の研究成果の最大化が図れるように見直しを図る。特に、研究開発と実証実験の一体的推進、最先端の研究開発成果の外部への早期の橋渡し、社会実証への取組強化に向けて、テストベッドに係る組織について見直しを図る。

独立行政法人評価制度委員会「平成27年度末に中長期目標期間が終了する
総務大臣及び財務大臣所管独立行政法人の業務及び組織の全般にわたる検討結果
並びに講ずる措置の内容についての意見」(H27.11)

国立研究開発法人情報通信研究機構

【法人概要】

所管	総務省	主管課	情報通信国際戦略局技術政策課	中期目標期間	平 23.4.1～28.3.31(5年)
沿革	① 昭 27.8 郵政省電波研究所 → 昭 63.4 郵政省通信総合研究所 → 平 13.1 総務省通信総合研究所 → 平 13.4 独立行政法人通信総合研究所 ② 昭 54.8 通信・放送衛星機構 → 平 4.10 通信・放送機構 統合①② → 平 16.4 独立行政法人情報通信研究機構 → 平 27.4 国立研究開発法人情報通信研究機構				
組織体制	本部(東京都小金井市)、研究所(3ヶ所)、センター(6ヶ所)、電波送信所(2ヶ所)、海外連携センター(3ヶ所)				
役職員数	役員数: 理事長(1)、理事(常勤5)、監事(常勤1、非常勤1) (平 27.4.1 現在) 常勤職員数: 404人 非常勤職員数: 583人 (平 27.4.1 現在)				
法人の目的	情報の電磁的流通及び電波の利用に関する技術の研究及び開発、高度通信・放送研究開発を行う者に対する支援、通信・放送事業分野に属する事業の振興等を総合的に行うことにより、情報の電磁的的方式による適正かつ円滑な流通の確保及び増進並びに電波の公平かつ能率的な利用の確保及び増進に資することを目的とする。				
業務の範囲	① 情報の電磁的流通及び電波の利用に関する技術の調査、研究及び開発を行うこと。 ② 宇宙の開発に関する大規模な技術開発であって、情報の電磁的流通及び電波の利用に係るものを行うこと。等				



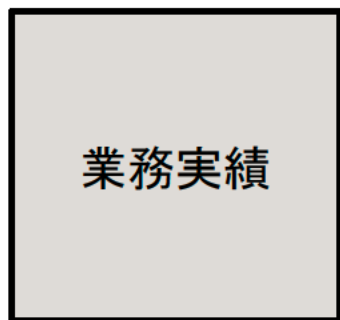
【意見のポイント】

- 「一定の事業等のまとまり」を適切に定め、その単位を基本としてアウトカムの観点を十分踏まえた具体的・明確な目標を設定し、研究内容を適切に評価できる評価軸を設定する仕組みを構築するとともに、目標の達成に向けた適切な研究マネジメント体制を構築すべき。
- テストベッド研究開発については、ハイレベルな研究開発を行うためのテストベッドが構築できているか、その利用により有益な技術実証・社会実証につながっているかといった観点から適切な評価軸を設定すべき。
- 独立行政法人会計基準の改定を踏まえ、これまで以上のコスト意識を持って、繰越欠損金の解消や受託者からの収益納付・売上納付に向けた取組を引き続き行うべき。
- 本法人の研究成果の最大化の観点を十分踏まえ、海外連携センターに関する目標を定めるべき。
- リサーチ・アドミニストレーターのような専門人材を強化する必要があるか等を検討し、研究開発成果の最大化を目的とした支援体制の改善を行うべき。

総務大臣決定「独立行政法人の目標に関する指針」(H26.9)

出典:独立行政法人の目標の策定に関する指針(平成26年9月2日、総務大臣決定)及び
独立行政法人の評価に関する指針(平成26年9月2日、総務大臣決定)を参考に技政課が作成

主務大臣による評価



国立研究開発法人から
評価に必要な資料提出 等



達成すべき目標

中長期目標(本文)

評価に際しての重要な視点

評価軸

評価軸で評価する際の基準

①評価指標

評価・評定の基準として取り扱う指標

②モニタリング指標

正確な事実を把握し、適正・厳正な
評価に資するために必要な指標

評価のタイミング

- ・ 年度評価(毎年度の終了時)
- ・ 見込評価(中長期目標期間終了時の直前年度(4年目)の終了時)
- ・ 期間実績評価(中長期目標期間(5年間)終了時)



評価
(SABCD)

Ⅲ 国立研究開発法人の目標について

1 中長期目標の策定の目的等

(2) 国立研究開発法人の第一目的である「**研究開発成果の最大化**」とは、**国民の生活、経済、文化の健全な発展その他の公益に資する研究開発成果の創出を国全体として「最大化」することである。これは、個々の研究開発課題(事業)を個別に「最適化」し、それを積み上げることのみによって確保されるというよりも、むしろ、当該国立研究開発法人がマネジメント力を最大限に発揮することにより、**

- ① 研究開発に係る優れた人材の確保・育成を図る
- ② 適切な資源配分を実施する
- ③ 事業間の連携・融合を促す
- ④ 研究者の能力を最大限引き出す研究開発環境を整備する
- ⑤ 大学・民間企業等の他機関との連携・協力を進める

等を通じて、法人全体として最大の成果を創出することによって確保されるものである。

また、「**研究開発成果の最大化**」とは、**国立研究開発法人が自ら実施する研究開発により創出された直接的な成果のみならず、当該国立研究開発法人の使命、業務等に応じて、革新的技術シーズを事業化へつなぐ応用研究や成果の実用化などの橋渡し、ベンチャー・中小・中堅企業等の育成と活用促進、研究開発に係る人材の養成、多様な人材の活用促進、科学技術に対する理解の増進、科学技術情報の収集・提供・分析・戦略策定、施設・設備の整備・共用促進、行政への技術的支援、他機関との連携・協力等を通じて、大学、民間事業者等他機関の研究開発成果も含めた我が国全体としての研究開発成果を最大化することであると解することが適当**である。

そのため、**主務大臣は、目標の策定に際し、定量的な目標や測定可能な指標を設定する場合には、研究開発の現場への影響等についても十分考慮し、具体的な達成水準を定める目標、課題の解決などのアウトカム創出への寄与・貢献を目指す目標、ハイリスク・ハイリターンに挑戦するような目標等、「研究開発成果の最大化」に向けて適切な目標とすることが重要**である。

(3) **主務大臣は、中長期目標の策定に際して、国立研究開発法人と十分に意思疎通を図り、有識者等(研究開発に関する審議会等)の高い専門的知見や、多様な経験等を踏まえた客観的な意見を適切に聴取、活用し、しっかりと練り上げた中長期目標を策定する。また、国立研究開発法人、研究開発に関する審議会の意見等を踏まえて評価軸(後述Ⅲの5(1)⑤)を適切に設定する。**

5 通則法第35条の4第2項第2号「研究開発の成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項」における目標の立て方について

(1) 研究開発の事務及び事業に係る目標について

① 目標の策定の基本的枠組み

主務大臣は、主として研究開発成果を最大化し、国民に対して説明責任を果たすという観点から、当該国立研究開発法人の役割(ミッション)、業務、国の諸政策に関する方針、研究開発の特性・多様性等を踏まえて適切な目標を策定する。また、目標が研究開発の現場へ与える効果・影響等についても十分に考慮し、**具体的な達成水準を定める目標、課題の解決などのアウトカム創出への寄与・貢献を目指す目標、ハイリスク・ハイリターンに挑戦するような目標等、「研究開発成果の最大化」に向けて適切な目標を策定する。**

② 目標の達成時期

目標の達成時期については、開発に関する目標のように具体的な開発時期を設定することが適切な場合はこれを明確化する。

一方で、長期性、不確実性等といった研究開発の特性に鑑み、また、研究開発については成果が創出されてから相当期間経過後にアウトカムへの貢献や実現につながることを踏まえ、**中長期目標期間を超えた時間軸を視野に入れることについても適切に配慮**する。ただし、当該中長期目標期間において法人が何を目指して業務を遂行するかについては明らかにしておく必要がある。

③ できる限りアウトカムと関連させた目標とすること

国立研究開発法人の「研究開発成果の最大化」は、研究開発活動の国や社会に対する効果(アウトカム)の観点を十分踏まえて判断する必要があるため、国立研究開発法人に対して主務大臣が提示する目標は、できる限りアウトカムと関連させた目標とする。

(注) **研究開発活動のアウトプット(成果物)**とは、例えば、投稿された学術論文、特許出願された発明、提出された規格原案、作成された設計図、開発されたプロトタイプなどを指す。

研究開発活動のアウトカム(国や社会に対する効果)とは、研究開発活動自体やその成果物(アウトプット)によって、その受け手に、研究開発活動実施者が意図する範囲でもたらされる効果・効用を指す。例えば、科学コミュニティに生じる価値の内容、製品やサービスなどに係る社会・経済的に生み出される価値の内容などがある。

(「諮問第2号「研究開発の事務及び事業に関する事項に係る評価等の指針の案の作成について」に対する答申」(平成26年7月17日総合科学技術・イノベーション会議決定)から引用)

⑤ 「評価軸」の設定

主務大臣は、各国立研究開発法人の役割(ミッション)、それぞれの目標に応じ、国立研究開発法人、研究開発に関する審議会の意見等を踏まえ、目標策定時に適切な評価軸を設定し、法人に提示する。

ここで言う評価軸とは、例えば、科学的・技術的観点、社会的・経済的観点、国際的観点、時間的観点、妥当性の観点、マネジメントの観点、政策的観点等を踏まえて設定されるものであり、研究開発の事務及び事業を評価するに際しての重要な視点となるものである。

また、それぞれの目標等について考えられる評価軸を網羅的に挙げて、それらを全て評価軸として設定することに重点を置くのではなく、むしろ、それぞれの研究段階、研究特性、研究方法等を踏まえて、評価軸の重み付けを行い、評価すべきことをしっかりと評価することを重視して厳選した評価軸を設定することが重要である。また、評価軸は、科学技術イノベーション政策等の国の諸政策の推進の観点とも適切に整合性が図られたものとすることに留意する。

⑥ 評価軸と関連する指標等の設定について

上記⑤のとおり、評価軸を基本として評価する際は、定性的な観点、定量的な観点の双方を適切に勘案して評価することが重要である。

評価軸と関連する指標等として、次の i から iii までを十分踏まえつつ、法人の取組状況並びにアウトプット及びアウトカムに着目した指標等を設定する。

- i 指標等の設定に当たっては、定量的水準・観点を十分考慮する。
- ii ただし、定量的な指標となり得る論文発表数、論文被引用度、特許出願件数等については、必ずしもこれらがアウトカムに直結するとは限らない場合があるほか、法人としてこれらの数値を上げること自体が安易に目的化することは必ずしも適当ではない場合がある。また、これらの指標を評価・評定の基準として取り扱う指標(評価指標)として設定することにより、近視眼的、断片的な研究開発を助長するおそれも考えられる。
- iii このため、主務大臣は、指標を設定する場合には、研究開発の現場への影響等についても十分考慮し、評価・評定の基準として取り扱う指標(評価指標)と、正確な事実を把握し適正・厳正な評価に資するために必要な指標(モニタリング指標)とを適切に分け、当該指標がどちらなのかを明示する。前者の例としては開発目標に係る技術仕様、後者の例としてはハイリスク・ハイリターンな挑戦的な目標に係る論文発表数や共同研究件数等が考えられる。

⑦ 重要度、優先度及び難易度について

国立研究開発法人の研究開発に係る事務及び事業は、分野、段階、手法、目的、形態等が多種多様であるため、相対的な重要度、優先度及び難易度を判断することは一般的には困難な場合が多いことや、科学技術の進展や社会経済情勢の変化に応じて重要度等も常に変化するものであること等も踏まえ、**重要度等の設定を行う場合は、有識者等(研究開発に関する審議会等)の意見を聴き、重要度等を設定した理由を明確に記載**するなど、適時適切な形で行う。

(参考)独立行政法人の評価に関する指針(平成26年9月2日総務大臣決定)

Ⅲ 国立研究開発法人の評価に関する事項

7 項目別評価及び総合評価の方法、評価区分

(1) 年度評価

① 項目別評価

ii 項目別評価の留意事項

イ 目標で設定された**難易度**の高い項目に限り、評価を一段階引き上げることを考慮する。ただし、評価を引き上げる場合は、評価を引き上げるにふさわしいとした根拠について、具体的かつ明確に記述するものとする。

② 総合評価

iii 総合評価の留意事項

オ あらかじめ**重要度**の高い業務とされた項目については、総合評価において十分に考慮するものとする。

3. NICTの中長期目標(案)の骨子案

4. 国立研究開発法人審議会から御意見を頂きたい主な観点

<p>1</p>	<p>「Ⅲ 1. ICT分野の基礎的・基盤的な研究開発等」の課題や目標設定が適切か</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ <u>情報通信審議会中間答申、科学技術基本計画等の政府方針を踏まえた課題設定となっているか。</u> ■ <u>できる限りアウトカムと関連させた目標となっているか。</u> ■ <u>アウトカムと関連させた目標は、国民にとっても分かりやすいものとするため、</u> <ul style="list-style-type: none"> ・具体的な達成水準を定める目標 ・課題の解決などのアウトカム創出への寄与・貢献を目指す目標 ・ハイリスク・ハイリターンに挑戦するような目標 ・新たな領域開拓等目指すべき方向性を示すような目標 ■ <u>等、「研究開発成果の最大化」に向けて適切な目標を具体的かつ明確に定められているか。</u> ■ 「重要度」等の設定は適切か。 等
<p>2</p>	<p>「Ⅲ 2. 研究開発成果を最大化するための業務」の設定が適切か</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 「Ⅲ 1. ICT分野の基礎的・基盤的な研究開発等」の成果を最大化するため、<u>研究開発業務の直接的な成果を実用化や標準化、社会実装等に導くために適切な取組が設定されているか。</u>
<p>3</p>	<p>「別紙2 評価軸等」の設定が適切か</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ <u>評価軸は、例えば、科学的・技術的観点、社会的・経済的観点、国際的観点、時間的観点、妥当性の観点、マネジメントの観点、政策的観点等を踏まえて設定されるものであり、研究開発の事務及び事業を評価するに際しての重要な視点となるべきものとして定められているか。</u> ■ <u>それぞれの目標等について考えられる評価軸を網羅的に挙げて、それらを全て評価軸として設定することに重点を置くのではなく、むしろ、それぞれの研究段階、研究特性、研究方法等を踏まえて、評価軸の重み付けを行い、評価すべきことをしっかりと評価することを重視して厳選した評価軸を設定すべきことから、そのような評価軸が設定できているか。</u> ■ 「指標」については、<u>研究開発の現場への影響等についても十分考慮し、評価・評定の基準として取り扱う指標(評価指標)と、正確な事実を把握し適正・厳正な評価に資するために必要な指標(モニタリング指標)とを適切に分け、当該指標がどちらなのかを明示されているか。</u>
<p>4</p>	<p>その他の「Ⅲ3」「Ⅲ4」「Ⅳ」「Ⅴ」「Ⅵ」における目標等が適切か</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 「研究支援業務・事業振興業務等」は<u>社会ニーズに応える等、機構が求められるべき役割を適切に設定できているか。</u> ■ 「業務運営の効率化に関する事項」等は適切か。 等